

○11番 高橋孝夫委員 ちょっと勉強会みたいな質問になってしまって恐縮していますが、時間が無いからこれでやめますけれども、ぜひ私は、9年後とおっしゃいますが、それまで待ってられないところもあるわけですし、そこはぜひ意を用いていただきたいし、働きかけをぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

建設課長には大変申しわけありませんが、別な機会にというふうにさせていただいて質問を終わります。

○小関勝助委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

### 議案第64号 平成17年度長井市 一般会計補正予算第3号についての 質疑

○小関勝助委員長 まず、議案第64号の1件について、ご質疑ございませんか。

6番、安部隆委員。

○6番 安部 隆委員 64号の、ページ数でいきますと7ページ、2項徴税費1目税務総務費、これと、65号に飛躍するわけでありましてけれども、関連ですけれども、国保の4ページの長井市委託徴収員の報酬というようなことではありません。これにおきましては、国保においては143万2,000円、また64号の税務総務費においては145万円ですか。トータルで288万2,000円と、こんなことでよろしいのでしょうか。税務課長にお願いします。

○小関勝助委員長 中井晃税務課長。

○中井 晃税務課長 お答えいたします。

議案第64号、一般会計の補正予算でございますけれども、臨時職員の賃金というふうになっております。これは、今年度は固定資産税の評価がえをしている年でございます。また、固定資産税のシステムの入替えをしております。今のところ、システムの入替えに伴いましてこれまで管理してまいりました一棟カード等の番号の振り直しという作業が必要であるということがわかってまいりましたので、この予算につきましてはそれに伴います臨時の職員の賃金でございます。

議案第65号、国民健康保険に関する嘱託徴収員でございますけれども、これは市民課の方と一緒に対応させていただいておりますが、国民健康保険税の収納率向上のための嘱託徴収員1名を設置したいということで予算計上をさせていただいたものでございます。

○小関勝助委員長 6番、安部隆委員。

○6番 安部 隆委員 そうしますと、まるっきり関係はないというふうなことじゃなくてある程度関係は……、関係ないんですか、ない。ないと。それでは、ちょっと違いますので、また国保の65号でお聞きしたいので。わかりました、その辺はちょっと勇み足というふうなことで。

○小関勝助委員長 ほかにご質疑ございませんか。11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 7ページの民生費、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金、社会福祉協議会運営費補助金515万8,000円についてお伺いをします。福祉事務所長にお願いします。

これは、6月で一般質問をした際に申し上げました、社会福祉協議会に移管をされたはなぞの保育園への職員派遣が4人から6人というふうになったことに伴う、新たな2人分の給与費等の差額分の措置というふうになるんだと思いますが、6月お聞きした際は、計画、余りしゃべりたくないんですけれども、当初計画から2人ふえて、それがしかし私どもには何ら報告も

何にもないままに4月1日になってそれが明らかになるということで、議会にどう報告したのかという質問に対しては、しなかったというお話だったわけです。

その後、所管の厚生常任委員会などには、こういう変更によってどうなるのかというふうなこと、特に6月には新たに市が2人保育士を派遣をしたことに伴う2人の臨時職員を雇う賃金が計上されたわけです、そういったことを含めてきちっと説明をする必要があるのではないのかというふうに申し上げましたが、その後どうなされたのでしょうか、お聞かせをいただきたい。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 私の方は、6月議会の厚生常任委員会の協議会、5月24日ございましたが、その中で、委員おっしゃるとおりに、補正に絡みましてはなぞの保育園に2名の派遣職員を増員したためのものがございますということで協議会では説明をしております。

ただ、一般質問で高橋委員は助役の方に質問されて、助役の方は、私の方からは報告していない状況だ。変更だけなんです、これは4人から6人の変更なんです、この変更については議会の方には私の方から報告していない状況でございますということで、助役からは報告していないと。私の方は、このときこれに関しての答弁はしなかったんですが、6月議会の先ほど申したとおり協議会の方で若干の説明をしたということでございます。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 協議会の中で、6月の前にね、されたというお話は私は聞いております。しかし、当初計画がこうで、それがこういうふうに変りますよ、4人から6名行くことによって、はなぞのはこういう体制でやって、残った市の施設、保育施設の運営はどうするかというふうな考え方などについては示されたのでしょうか。単にこういったからこうこっちで

措置するというふうなことだけだったのではないかとというふうに私は思いますが、そういったことは非常に大切なことだと思うんですが、そこはどのようなのでしょうか。

同時に、この派遣をする職員の期限も切っているわけです。それらも含めて今後どうなるのかななどについてちゃんと私は示す必要があるというふうに思いますが、助役でもどちらでも結構ですけれども、考え方をお聞かせいただきたい。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 私の方からは市の施設でどういう体制になっていくかということに対してのご質問にお答え申し上げますが、先ほど申しましたとおり、6月議会の説明として5月24日に協議会をしたときに、補正の理由として、子育て支援センターがパート1名予算でついていたんですが、人事異動で2名になったものですからほかで臨時職員が増員になったということの説明と、もう一つ、はなぞの保育園に4人から6人に2人派遣職員が増員になったので、臨時職員が当初予算より3名ふえるというふうな説明をしております。

はなぞの保育園の派遣職員の期間については、これは人事的なものでございますので、私には人事権がないものですから、申しわけありませんが私の方からはお答えできないということでございます。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 私ね、今こうだということでも聞きたいんじゃないんですよ。要するに、私どもに3月あるいは2月の段階で提示をされた中身というのは、はなぞのは移管してこういうふうな体制でいきますよということは示されたわけです。しかし同時に、市の保育施設の運営はこういう体制でこうしますというふうなものもあったんです。それがけれども変わったでしょう。変わったわけですよ。2名ふやして、

同時に、福祉事務所長が言われるように子育て支援センターの関係もあったかもしれない。そういうところで人の異動はあったわけですね。となったら、じゃあはなぞのはこういうふうにより人員を充実してどういうふうにするのよと。それは何年間かけるのよと。当初言った4年というふうになるのかどうなのかという見通しや、市の児童センターや保育施設は、じゃあこれからその4年間なり、あるいは何年間になるかわかりませんが、当初計画からいうとこれからの事業はこういうふうにやっていくのかという変更内容はきちっと示さなければならないというふうに私は申し上げているんです。人事でこうなったからというだけではないんだと思うんです。

私はそういう旨の報告をきちっとすべきではないかというふうに言っているんです。補正予算の説明はそういうことないですよ。重要な計画の変更なわけだから、そういうことはやはりきちっと議会に報告をするというふうなことが大切ではないかというふうに私は申し上げているんですが、そこはどうですか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。

これからはなぞの保育園の運営をどうするかというところが、運営について全面的に移管したわけですので社会福祉協議会と協議しながら、また、派遣職員をどうするかについては人事権及ぶところで、先ほど舌足らずですみませんでしたが、そういうふうな経過を踏まえていかなければこれからどうするかということは決定できないのではないかというふうに思っておりますので、これから社会福祉協議会がはなぞの保育園をどのような運営をしていって、そして、市の派遣職員がどういう形になるかということとを協議しながら今後のことは決めていくということが必要だと思われまして、それを踏まえて議会の方に報告というふうに考えておりますが、

そのように考えているところでございます。

○小関勝助委員長 長谷部宇一助役。

○長谷部宇一助役 私の方からちょっと補足させていただきたいと思っておりますけれども、4名から6名にふえたということにつきましては3月議会終了後に決定したということでありまして、3月議会の中で報告できなかったということでは大変おわび申し上げたいと思っておりますけれども、やはりその後変更したならば所管の委員会等々で説明するというのは当然でありますので、今後はそういった形で説明させていただきたいと思っております。

なお、公益法人への派遣については年数が3年以内ということで決まっておりますので、職員個々の派遣についてはそういった形で規定に基づいてやっていきたいと思っております。以上です。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 後段のくだりはいいんです。私ちょっと変だなと感じるのは、増員してほしいと、4人ではだめだから増員してほしいという要望があったわけでしょう。要望が社会福祉協議会からあったと。だとするならば、社会福祉協議会としては移管をされる、受ける立場としてはなぞのをどういうふうに運営していくかという方向性はあったんだと思うんですよ。それはこれから協議しなければならないという問題ではなくて、こういうふうにしたいのだということはもう決まっているんじゃないんでしょうかね。どうも私はちぐはぐだなという感じがして仕方がないのです。

福祉事務所長、一つだけ最後にお聞かせください。4人ではなくて6人にしてほしいと、2名増員してほしいと、派遣を、という要望は文書でなされたということなんでしょうか。それはどうなんでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。その際どういう計画でというふうなもの添付をされていたのか、あわせてお聞かせをいただきたいと思っております。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。

4名から6名にという増員については、社会福祉協議会からの文書での要請はございませんでした。6月議会の一般質問で助役がお答えしたとおり、父母の会からやはり4人では心細いので6人にしてほしいという要望が強かったものですから、それにおこたえしたというのが増員した一番大きな理由というふうにとらえているところで、その旨、6人に要望があったということで社会福祉協議会とお話をしながら進めてきたところでございます。

○小関勝助委員長 11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員 だとするならば、やはり当初計画が大きく変更になっているわけですね。その計画そのものはやはり示していくということが大事だと思うんです。先ほど助役言われましたから、そういう機会をぜひ早くつくっていただきたいというふうに私は思います。

○小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 私もちよっと、ここ所管のところですから質問はうまくないと思って黙っていたんですけれども、今の答弁の仕方ちょっとおかしいと思いますよ。父母の会から福祉協議会に要望があったわけでしょう。市にあったんですか。今度経営するところに要望するのが当たり前じゃないですか。それに基づいて、本来は社会福祉協議会から、父母の会からこういう要望があったので、だから市の方からは4人でなくて6人派遣してくださいと、こういうふうに要望しなければいけないわけでしょう。要るか要らないか社会福祉協議会がわからないのに市の方では4人から6人にするぞと、これじゃないと思いますね。

だから、派遣というのは派遣申請書みたいなを出して普通するんでしょう。何もなくて、口頭で4人じゃなくて6人にしてくださいと、こういうふうにしたんですか。ちょっとその辺

だけ、私所管だから余り聞きたくないですが、そこだけ答えてください。常任委員会に話したというのは、それは要するに5月の協議会のときであって、本来は人事は4月1日になされているんですよ。一番近い協議会は、4月は21日あたりか23日あたりかの間に全協しているんですよ。報告する機会なんて幾らでもあるんですよ。これはやはりさっき言ったように、3月23日までは4人ということですと議論を進めてきたわけだから、議会の中では。だから今助役からおわびの言葉があったように、これは謝らなければならないわけですが、人2人を余計に派遣することによってそれぞれに費用がかかっているわけでしょう。

それで、私は4月の段階でわかったので財政の方にそれなりに聞いてもらったんですよ。財政上、4人派遣するところに6人だけれども、問題ないのかと。いや、財政法上は問題ないと。既決の予算があるから、それを使っていつで補正すればいいと。そういうふうな答えだったからそうですが、だけれども派遣は要請に基づいて市が派遣するんでしょう。そのルールをちゃんとやはり守らなければいけないんだと思いますよ。それに基づいてちゃんと要請があったのかどうか。父母の会から市に要請があったって、市じゃあふやしましょうというふうにして出してやると、派遣すると、こういうルールではないと思います。そこをもうちょっと詳しく、ルール上間違いないというふうなことであったらそういうふうに説明してください。

○小関勝助委員長 長谷部宇一助役。

○長谷部宇一助役 私の方からご説明申し上げたいと思います。

6月議会でも私の方からいろいろ経過についてご説明申し上げたと思っております。といいますのは、最初、社会福祉協議会と移管の協議をする段階で、私どもは一教室一人の職員を派遣したいという考えで進めてきました。そうい

った考えでずっときたんでありますけれども、県の考えでは自立を促すためにはそれだけの職員を派遣することはだめだという形で、4人にしなさいというふうな通達がございまして、どうしてもそれに従わざるを得なかったというのが最初の計画であります。その後、前の総務課長なりそれから福祉事務所長が県の方に強い要請をしまして、もちろんその背景には父母の会の強い要請もありまして、そういったこともあって県の方に再度お願いした経過がございまして、

そういった段階で、それじゃあしばらくの間6名でもいいでしょうということになりまして6名ということになったわけでありまして、最初はやはりそういった一教室一名というふうな職員の派遣ということを私どもは考えていたということでありますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○小関勝助委員長 細部審査ですので、質問も答弁も簡潔にお願いします。

17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 所管だからと私も言っているわけだけれども、だけれどもおかしいですよ。県の方の担当は別にそんな、人数をどうこうするようなことで通達書が来たんですか。通達というのは、口頭でそういうふうに言われたということなの……、さっき通達が来たと言ったよね。文書で来たんだかどうかわかりませんが、県の方の担当しているところはそうじゃないと思えますよ。福祉法人に対する監査をする部門でしょう、担当しているのは。別にそんな、何人にしろなんていうようなところではないように思うんですけども、そこはどうなんですか。文書で来たのか、文書で来たなら出していただければいいですけども。そういうふうに言われただけなのか含めて。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。通達ではなくて指導という形で県の方から最

初いただきました。はなぞの保育園を認可を受けるに当たりまして、社会福祉協議会で認可をとるに当たりまして県の指導がありました。それは、民設民営ということで社会福祉協議会が運営するのであれば、市の職員がやはり指導的立場で4人だということで最初は指導がありましたので、それに基づいて民間としての認可を受けるべくそのような方針に従って準備してまいったんですが、やはり助役が申したとおりに父母の会からも要望がありまして、そこを何とか6人にしていただけないかということをお願いして、初年度は6人でもいいのではないかとということで条件を付していただいて認可をいただいたということでございます。

○小関勝助委員長 長谷部宇一助役。

○長谷部宇一助役 先ほど通達と申し上げましたけれども、これは間違いでしたので訂正させていただきます。

○小関勝助委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

## 議案第65号 平成17年度長井市 国民健康保険特別会計補正予算第1 号についての質疑

○小関勝助委員長 次に、議案第65号の1件について。

6番、安部隆委員。

○6番 安部 隆委員 国保の4ページ、収納率向上特別対策事業費というふうなことで、これについて二、三聞きたいというふうに思います。

先日の決算総括においてもこの収納率の向上については蒲生光男委員から質問があったわけです。本当にいろいろな各税の徴収というものが非常に落ちていると。そして不納欠損、そして収入未済額というのも非常に目立っていると

いうふうな状況だと。そういうふうなことで、この一環としてこうした委託員を置きながら、強権発動というか権限を強化していくんだと。ある面はそうだというふうに私は思うんですね。

これらについて非常に私もいろいろ疑問があるんです。ということは、この保険、国保は同じ税としても非常に生命にかかわるところでありまして、生活困窮者、低所得者等々のいろんな制度的減免等もあると思いますが、やはり非常に考えて、重要に考えていかなければならない部分ではなかろうかなというふうに思っておりますが、そうした中でどうこうしたことになったのか、その辺について小泉市民課長にお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○小関勝助委員長 小泉良一市民課長。

○小泉良一市民課長 お答えをいたしたいと思えます。

ご案内のように収入未済額というのがどんどん膨れてまいりまして、そのことが、国保の全体の税額を賄おうとしますとお金を納めている方の税額を、税率を上げざるを得ないというふうなことになって、そういったことでは大変なことになっていっているわけでございます。また、収納率もどんどん低下をいたしまして、現年度分で91.67%ということで山形県内でも最低なランクになってきているというふうなことで、収納率向上ということが私としても必要な事業というふうなことでここ数年考えてきたところでございます。そのことによって、国の方の補助も受けられるというふうなことになったところでございます。

未納の方につきましては、いろんな方がおられますから、払える余力があるにもかかわらずお支払いただけない方も中にはおられるというふうなこのたび身をもって私も徴収に行って感じてきたところでございます。そういったことから、徴収員を立てていくというのは重要なことと考えているところでございます。

○小関勝助委員長 6番、安部隆委員。

○6番 安部 隆委員 本当に税は納めなければならぬと、これは市民というか国民の義務です。それはわかります。ただ、いろんなこういった生活の中では厳しい状況であります。そういうようなときに、やはり国民健康保険というものは、身に、生命にかかわると、先ほども申しましたが非常に重要な部分だと。

そういうようなときに、収納率というものが加わってきているというのは今ある話があったわけですが、じゃあ、役所サイドにおいて滞納者に対していろいろ督促状発送から差し押さえ実施というところまで流れがありますね。こうした流れの中では、この間どのような対応状況だったんでしょうか。こういったことをずっと、例えばですよ、私は税務課からの流利的な、ちょっと関連ありますけれども、税務課長があれですけども、督促状の発送、納期までに納付されないときは督促状を発送する。督促手数料含まれまして、そして督促状を発送した日から10日を経過した日まで完納しないときは差し押さえなければならない、地方税法第373条。そして、市民税、国保等については納期20日以内と。こういうふうなことになっております。

そして、長井市の場合においては納期ごとに発送回数がありまして、国保は8回出している。そしてその間、納税相談、こうしたものを実施をしながら、そしてそれも余りわからないときは催告状の発送。そしてこれができないということになれば、最終的には差し押さえと予告書、そして差し押さえというふうになっていきますけれども、こうした流れの中で国保を担当する課としてはやはりこういったことをきちっとやってこられたのか、その辺についてどうでしょうか。

○小関勝助委員長 中井晃税務課長。

○中井 晃税務課長 国民健康保険税につきまし

でも賦課から徴収にかけましては税務課の方で対応させていただいておりますので、こちらの方でお答えをさせていただきます。

今、安部委員からお話しいただきましたように、督促状の発送から差し押さえまで、委員が言われたような形で督促状を8回国保税については発送しておりますし、納税相談も行いまして、年間3回ほど納税相談をいただきまして、滞納の方にはどのような形で納税をしていただけるかという相談も行っております。それでも対応していただけない方については、催告書を送りまして差し押さへの予告をさせていただきまして、なおかつそれでも対応していただけないという方について差し押さえをさせていただいているという流れになっております。

○小関勝助委員長 6番、安部隆委員。

○6番 安部 隆委員 そうすると、毎年何件かの差し押さえというような最終的なところまでいっているというようなことなんですね。それはちなみに何件くらい年間あるんですか。

○小関勝助委員長 中井晃税務課長。

○中井 晃税務課長 お答えいたします。

平成16年度につきましては、不動産を28件押さえさせていただきました。あと、電話加入権が10件ございました。そのほか債権といたしまして売掛金が1件、国税の還付金が39件、その他2件を差し押さえさせていただきます。合計、差し押さえ件数といたしましては80件、差し押さえに係る滞納金額は4,493万2,000円ほどになっております。

○小関勝助委員長 6番、安部隆委員。

○6番 安部 隆委員 相当な件数があると。それで、こうした差し押さえ物件が毎年あって、この物件の公売は、電話権等についても私もちょっと経験がありますけれども、その他の不動産関係、そういったものの公売状況というのはどうなっているのでしょうか。

○小関勝助委員長 中井晃税務課長。

○中井 晃税務課長 16年度につきましては不動産の公売はゼロでございました。電話加入権の公売を1件させていただいております。

○小関勝助委員長 6番、安部隆委員。

○6番 安部 隆委員 細部ですから余りあれですけれども、差し押さえしてからこうした公売の実施というかな、そこまでの期間というのか、どういうことなのかなと。差し押さえはしていても、その年度、次の年度もそのままにしているというふうなことがあるのでしょうか、その辺ちょっとお聞かせをいただきたい。

○小関勝助委員長 中井晃税務課長。

○中井 晃税務課長 電話債権につきましてはできるだけ速やかに公売をさせていただいております。ただ、不動産につきましては、現在でもそこに住んでいらっしゃる市民の方がいらっしゃいますので、なかなかすぐにというわけにはいかないというような状況がございます。また、滞納になっております税額とその不動産の鑑定額の差が大分ある場合が多いものですから、その開きを考えますと十分に検討した上で公売をしなければならぬというふうに考えております。

なお、差し押さえしましても、その後、納税につきましては引き続き同じように交渉はさせていただいております。

○小関勝助委員長 6番、安部隆委員。

○6番 安部 隆委員 やはりお聞きしますと、なかなか差し押さえ後の公売までのそうした時間が慎重に対処しているというふうに私は受けておりますけれども、やはり差し押さえをするというのは、さっき小泉市民課長が言いましたように悪質な部分に入ってくる方々じゃないかと私は思うんですね。すぐさまということじゃなくて、この一連の流れでは、差し押さえまでいくというのはやはり悪質な市民の納税者だと。こうしたことを踏まえた場合に、やはり公売的なものをもう少しスピードアップしてやっ

くべきじゃないかなと。

昨日の読売新聞に自治体のネット公売という記事がありました。これはヤフーJAPANで、これは東京都が早かったんですけども、東京都、香川県、広島県、福島県喜多方市、それから北海道、大阪府が入って、6自治体が参加して128点、1,289万円という落札金額だと。これも今後のそうした悪質納税者の対応としてはやはりとるべき手段ではないかなと思うんですね。私も弱者や困窮した方にそういったことをしろというようなことじゃなくて、やはりここまでくる流れの中で、それ相応の時間とそしていろんな勧告、そして催告もしているわけですから、やはりこういったところも早くスピードアップしてやっていかなければならないんじゃないかなというふうに私は思うんです。

それで、市民課長にもう一つお聞きしますけれども、本当にある面では強権発動なんですね、これね。委託をするということ。こうしたところに我々予算をつけていくと、非常に重要なところを背負っているわけです。それで、あなたも多分知っていると思いますが、ある市において国保税に対して議会で紛糾した市があります。こうしたことが我々にはないのかあるのか。我々はやはり納税者の見本としてなっていかなければならない。そういう我々がこの予算を決めていくときに、我々の中でそういう悪質ではないけれども滞納者と、そういうのがいるかいなか、はっきりその辺お聞かせをいただきたい。

○小関勝助委員長 小泉良一市民課長。

○小泉良一市民課長 お答えをいたしたいと思います。

私どもに守秘義務というのがございますので、それについてはお答えすることができません。以上でございます。

○小関勝助委員長 6番、安部隆委員。

○6番 安部 隆委員 守秘義務もあるでしょう。

我々も調査権もあります。そんなところで論判しても始まりませんが、非常にこれは重要な案件というか審議権であるということ私には認識していただきたいということなんですね。ただこの徴収員を設けたからというようなことでなくて、職員の中できちとした流れの中でやることさえやっていれば、まだまだ収納的には数字的に上がってきたんじゃないかなというふうに思うんですよ。ですから、先ごろの決算総括でもありましたように、長井市は低い方だと。でも、高いところはやはりそうしたことをきちっと、多分長井市よりはいろんなそういった制度的にやっているんじゃないかなと、そう思うんですよ。守秘義務だと言われればそれまでですけども、そういったこともひとつ肝に銘じて、これは本当に重要なんだと。その辺はまたいつかの機会にぜひ何かでその守秘義務以上の方法でまずしていきたいというふうに思います。

最後に、そのことにつきましてご感想を。

○小関勝助委員長 小泉良一市民課長。

○小泉良一市民課長 お答えをさせていただきたいと思います。

国保税につきましてはご案内のように税務課収納係の方で徴収をお願いしているところでございますが、税の対策本部という中で私も率先をして市民の方々にお願いに行きたいというふうに考えているところでございます。職員の方も頑張ってもらいますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

○小関勝助委員長 市長、よろしいですか。

目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 これはまず蒲生光男委員のときにも申し上げましたけれども、例えば市営アパートの利用料なんかは、これはやはり当然払わなければいけないですよ。それから、税金等もやはり滞納していただいては困ると思うんですね。国保税についていうと、これはやはり本当に困窮しておられる方で短期被保険者になっ



たりなにしたり。しかしこれ、なくなっちゃうと全額払わなきゃいけないわけだから、非常にやはりそういう面では、最低限の生活保障という憲法25条もあるし、ここは余り強引にというわけになかなかいかないところでやはり市民課長なり税務課長が非常に苦勞しているところだというふうに思いますので、ぜひそういったことも踏まえていただいて、しかし、仕事はしっかりやらなければいけないというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 さっきから税務課長も立ったりしておりますので答弁いただきたいと思うんですが、納税貯蓄組合というのはこういう収納率向上のために働いてくれる組織じゃないんでしょうか。私はそういう組織だと思っているんですけども、どうですか。

○小関勝助委員長 中井晃税務課長。

○中井 晃税務課長 納税貯蓄組合は、納税意識の高揚、なおかつ、あと会員の方への呼びかけといった形で収納率向上のための働きかけをしていただいております。また、納税の理解を深めるための研修等もしていただいております。

○小関勝助委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 そういう人たちにご協力願っていった方がいいんじゃないでしょうかね。近くの人ですよ。皆その地区におられる方ですよ。何のために組織あるんですか。やはりこういう収納率向上……、結果はね、そういうふうなために私はあると思っているんですよ。これしなければ何するのかなと私思っているんですけども。こういうのに協力願ったりしないんですか、市の方で、そういう人たちに。

○小関勝助委員長 中井晃税務課長。

○中井 晃税務課長 以前は確かに納税貯蓄組合さんを通して納税の働きかけを直接していただいたことがあるようでありまして、

現在は、プライバシーの問題がありまして、個々の納税状況につきまして納税組合長さんにお知らせするというわけにはいきませんので、特定の方に絞った働きかけでなく全体の働きかけを今していただいている状態になっております。

○小関勝助委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

### 議案第66号 平成17年度長井市 山形鉄道運営助成事業特別会計補正 予算第1号についての質疑

○小関勝助委員長 次に、議案第66号の1件について、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

### 議案第67号 平成17年度長井市 介護保険特別会計補正予算第1号に ついての質疑

○小関勝助委員長 次に、議案第67号の1件について、ご質疑ございませんか。

16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 介護保険の特別会計補正予算について、この予算については6月22日の参議院の本会議でこれが可決成立した介護保険法。結局、国の財政負担増を避けるということを目にしたものであろうというふうに思うんです。給付抑制の実効策として、削減の一つとして、施設入所者への居住費と食費を保険外としたこと。先ほど来ありましたが。もう一つ

は、在宅サービスでは過剰介護ということをお口実として軽度者向けの家事サービスの利用制限というふうな、この二つが大体主なものでないかというふうに思うんです。

このたびの補正予算では、居住費と食費の減額について、入所者の月額、これ日額なのでなかなかぴんとこないですね。そこで、月額1人当たりどのぐらいになるのかというふうな算定のもとにこれが減額補正されたのか、そこをひとつお聞きをいたします。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。具体的な例でご説明申し上げたいというふうに思います。

特老施設においては1カ月標準の所得区分によりまして、要介護3の方の例であります、1カ月、居住費が9,600円、食費が4万1,400円、日常生活費ということで5,000円と、あと介護保険負担が2万4,000円ということで、8万円になるということでもあります。改正前のこの金額が、住居費がゼロで食事代が2万3,400円でありました。日常生活費は同じ5,000円。介護保険利用負担額が2万4,540円で、2万7,000円の負担がアップするというふうな、1カ月ではそのぐらいだろうということで試算しているところでございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 アップ額が2万7,000円なんですか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 アップ額が2万7,000円であります。5万2,940円から8万円、特老の場合はそのようなお値段になるということで試算しているところでございます。アップで2万7,000円であります。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 この場合、この施設はいわゆるいただいた資料ですと多床室、つまり

相部屋の場合はこうなると、こういう計算ですか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 そのとおり、相部屋というか、個室ではなくて複数の部屋で、長井市の特老の場合はほとんどが多床室、個室ではなくてたくさんベッドがあるという部屋が多くありますので、こちらの方になってございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 もう1回確認しますが、現行の月額5万2,940円が2万7,000円引き上げられて月額8万円になると。つまり2万7,000円の負担増になるというふうなことなわけですね。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 そのとおりでございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 そうすると、生活保護の世帯あるいは住民税非課税世帯、この負担の上限額といいますか、いわゆる軽減措置、これについてはどうなんでしょうか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 生活保護世帯においては今までと同じような負担でございますが、これまでの第2段階の負担で今度二つに分かれるというふうにご説明申し上げましたとおりに、新第2段階の方で、年の収入が80万円未満の方が新第2段階になります、こちらの方の限度額が2万4,600円から1万5,000円に引き下げられると。その差額については介護保険から給付されるということでございます。一例でございますが、そのような低所得者に対する配慮がなされるということでございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 要介護認定につきまして、この認定調査は市町村がこれを行うんですか、あるいはどのような、これについての変更

はあるんですか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 これまで要介護の認定審査会は市の方でしています。今後も市の方ですというふうに、この辺は変更がないというふうに聞いているところでございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 この資料によりますと、いわゆる要介護1の人の七、八割が要支援1と要支援2というふうに新しく認定されて新予防給付の対象となるというふうなことでありますが、また、これまでの要介護1から5と認定された人は従来の介護給付を利用できると、こういう解釈でいいんですか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 委員おっしゃるとおりに、新たに要介護1から要介護5までの方はこれまでと同様のサービスを受けられるということでございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 今回、在宅の利用者は、先ほども話出ましたが家賃や食費を負担しているんだと。しかし、施設へ入所している方はそういうことがないというふうなことで、在宅の利用者と同じような負担をさせなければこれは均衡がとれないということで、重複給付を見直すということで今回の導入になったわけだと思うんですね。

それで、今回非常に解釈が難しいんですね。国庫負担が長井市の場合1,039万5,000円の減額ということは、もう少しかみ砕いてこの国庫負担のことだけをいえば、どのような計算でこの1,039万5,000円になったのか、ここをひとつお答えを願いたいと思います。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 お答え申し上げます。介護保険制度の負担額自体が、公費負担ちようど50%で、国が25%、県が12.5%、長井市が

12.5%。本来であれば、負担額、この補正の方の県負担額、恐れ入ります、介護4の5款県支出金の補正額が649万7,000円となっています。これは減額全体の12.5%ということで、このような金額で、7款の1項1目も同額の649万7,000円ということで、これは全体減額分の12.5%に当たる減額分でございます。そして、2目の方にその他一般会計繰入金27万5,000円というのが、この制度改正を行うためにPRが必要でございますので、そのPR用のパンフレットの印刷費が27万5,000円というのが余計にかかりますので、市の繰入金として622万2,000円というふうな減額になったものでございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 もう一つ、今回の法改正によって新しく新予防給付という施策が行われることになったわけで、例えば筋力向上トレーニングとか栄養改善指導、あるいは歯磨きの指導、こういった口腔ケアなどを導入するというふうになっておりますが、それに伴う経費的な試算はどこに示されているのかお聞きをいたします。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 今回の改正は、先ほど主な改正の五つのうち10月1日の改正が1点、いわゆるホテルコスト徴収、介護保険外にするという変更点。それからほかの四つの点については平成18年4月からのスタートということで、細かい数字もこれから示されてくると思いますので、18年度予算に反映されるものだというふうに認識しているものでございます。藤原委員ご質問いただきました新予防給付についても平成18年4月からスタートということで、18年度予算の方に反映されるものというふうに思っているところでございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 今回の改正で保険料徴収について改正はどのようなものですか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 第1号被保険者の改正について平成18年4月からあるということで、これまでの第2段階は住民税非課税である人がすべて第2段階だったんですが、それが改正されてからは、住民税非課税でしかも年間の収入が80万円以下の人が新第2段階と。それから、さらに80万円以上の人は新第3段階というふうに変わりまして、また、4段階、5段階、6段階というふうに分かれてまいります、その所得の分け方についても市町村の裁量に任せるというのが2点改正されて、これも平成18年4月から施行されるということでございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 保険料の徴収について、年金から保険料を天引きするいわゆる特別徴収の対象、これが現在老齢年金ということなわけですが、遺族年金、障害者年金にもこれを広げていくという話をお聞きしているんですが、これについてはどうですか。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 委員おっしゃるとおりでございます。

○小関勝助委員長 16番、藤原民夫委員。

○16番 藤原民夫委員 もう1点ですが、40歳からとなっておりますね、現在のこの保険料徴収年齢。これを20歳へ引き下げるといふような検討もされているような状況だと聞いておりますが、これについての方向性はどのように現在なっているのかお聞きします。

○小関勝助委員長 宇津木正紀福祉事務所長。

○宇津木正紀福祉事務所長 国の方では、20歳まで徴収、第2号被保険者の年齢を20歳まで下げて支援費と一緒にしたいというふうな方針は持っていましたが、審議会の委員の方から賛成を得られずに、今回の改正については40歳以上のそのままだということでございますが、今後もやはりそのような方針は厚生省の方は持ってい

るというふうなことが情報で入ってきておりますので、3年後の改正にはまた同じような議論がされるのではないかというふうな情報が入っているところでございます。

○小関勝助委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で、各会計補正予算案に対する質疑は全部終了いたしました。

これより各会計補正予算案に対する討論、表決であります、ご意見のある方は本会議にてご発言いただくこととし、この際、討論を省略し直ちに採決を行います。

まず、議案第64号 平成17年度長井市一般会計補正予算第3号の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 平成17年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第66号 平成17年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号の1件について採決いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助委員長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号 平成17年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号の1件について採決

いたします。

本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

○小関勝助委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本予算特別委員会に付託になりました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、来る22日の本会議における本委員会審査報告の文案につきましては、私に一任くださるようお願いいたします。

## 閉 会

○小関勝助委員長 予算特別委員会はこれをもって閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2時19分 閉会